

岡山浄水場清掃作業基準

この基準書は、作業の大要を示すものであるから現場の状況に応じ、軽微な部分は本書に記載のない事項であっても、岡山浄水場清掃作業監督員（以下「監督員」という。）が美観、又は建物管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 一般的事項

この作業の実施に当たっては、事務に支障のないように十分注意して実施し、作業上での衛生及び特に火気取締りを厳重に行うこと。

部屋によっては、精密な機械を据え付けているところも多く、衝撃、ごみ、火気及び湿度等は、特に故障の原因となるので、作業に当たっては、次の項目を十分注意して実施すること。

- (1) ごみを飛散させないこと。
- (2) 清掃器具類を機械等にあてないこと。
- (3) 引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は、絶対に使用しないこと。
- (4) 水の使用に当たっては、十分注意し、機械その他に飛まつさせないこと。
- (5) その他細部については、監督員の指示を受けること。

2 使用材料

- (1) 作業に使用する材料は、すべて品質良質なものを使用すること。
- (2) 清掃に使用する材料、機械、器具等一切は、受注者の負担とし、電力、水道及びガスの使用は、委託者の負担とする。

3 作業工程

受注者は、特別・定期清掃を行う際には実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる作業実施計画表を作成し、監督員に提出し、その承認を受けること。

4 損害その他

- (1) 作業の実施に当たり、構内の建物、工作物及びその他に対し、損害を与えたときは受注者の負担とする。
- (2) 作業の実施中破損箇所を発見した場合は、直ちに監督員に報告すること。

5 個別基準（該当するものに限る）

(1) 日常清掃

ア ちり払い

ちり払いは、機械その他設備のあるところは必ず真空掃除機を使用すること。

なお、執務時間中に実施する場合は、真空掃除機によること。ちり払いをした際、近くの家具その他に堆積したごみは、同時に取り除くこと。

イ 床掃除

(ア) 一般事務室（1階事務所を除く）

一般事務室の掃き掃除は、ごみ拡散防止のため、フロアブラシ類を使用し、入念に掃除する。

(イ) 1階事務所

1階事務所は、真空掃除機を使用すること。

(ウ) リノリウム、ビーターイルの床

真空掃除機を使用し、その他は硬く絞った水ぬぐいモップでごみを除去し、ワックスを塗布する。

なお、水性ワックスを塗布した場合はポリシャーで磨き出しするが、器具の使用ができないところは、乾いたモップで磨き出しする。この際、軽易に移動し得る椅子、ついたて等の備品類は、移動した上、入念に清掃すること。

(エ) テラゾー、人造研出床

モップ又はぞうきん類で十分に水拭き掃除をする。

(オ) 舗床水洗い

コンクリート舗床は、水洗いの上、ブラシにより洗浄する。

ウ 壁、窓

手の届く範囲でごみを払い（原則としてクリーナーを用いること。）、必要部分は、清水でぞうきん拭きをする。

エ ベネシャンブラインド、ダクトパイプ

タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

オ カウンター、長押、窓枠、窓台等

クリーナーでごみを払い、その上をぞうきん拭きをする。

カ 便所の汚物入れ

便所の汚物入れは、容器より取り出し、内部を水洗い掃除の上、所定の場所に捨てる。

キ 便器、洗面器具の洗浄

水洗便所及び洗面器スローピング、シンクタンク類は、洗浄剤を用いて丁寧に水洗いの上、布拭き掃除する。

ク 湯沸流台

湯沸流台は、磨き粉又は洗浄剤で入念に洗い、ぞうきん拭きをする。

ケ たたみ床

クリーナーで掃除の上、乾拭きをする。

コ 外溝の清掃

玄関回りの目立つごみ、落ち葉等の掃除（朝1回見回り程度）をし、状況に応じて散水（夏季期間のみ）を行う。

サ その他

(ア) 湯沸室の茶殻及び退庁の際、下に出してある紙くず、たばこの吸い殻（容器は洗浄する。）は、作業日毎に所定のところに捨てること。

(イ) スローピングには、ごみ類の流入を防止するため、ワイヤネットのバスケットを備えること。

(2) 定期・特別清掃

ア リノリウム床、ピータイル床

最初、荒掃除をし、次にクリーナーを用い掃除の上、床に付着している汚損物は、指定剤にて丁寧に除去し、石けん温水をもって全面ポリシャーで洗浄の上、汚水を拭き取り、十分乾燥を待ってワックスを均等に塗布する。水性ワックス使用の場合はポリシャーで磨き立てするものとする。

イ テラゾー人造研出床等（隔版を含む。）

便所隔版、床、階段耳板等は、あらかじめ付着物を除去し、全面ワーフシャー等の器具を用い、少量の石けん水により水洗いの上、モップ等で拭き取り、ワックスを擦り込む。水性ワックスを使用の場合はポリシャーを用いてつや出しをし、ポリシャーを使用できない部分は、ブラシ又は乾布類を用いて磨き出しするものとする。

ウ 天井、壁（階段を含む。）等

壁、天井、窓、照明、時計、各種ダクトパイプ類、ブラインド等日常手の届かない箇所を脚立を用いてクリーナー又ははたきでちり払いの上、清水をもって水拭きをする。

エ 外部サッシ

窓から乾いたモップ又はブラシ等を用い、丁寧にちり払いをする。

オ 窓ガラス（建物内外の窓及び出入口硝子、スクリーン）

(ア) 室内側のクリーニングは水拭きで行う。なお、ゴムスキージーを使用する場合には、コーナー部での水切り時等に裏面の金物がガラス面に当たるような使い方をすると、傷がつくので絶対に避けること。

(イ) たばこのヤニが室内側の膜面に付着すると、室内側から見たガラスの色は濁ったゴールド色となり、この現象が認められたときは、タオルで水拭きをする。

(ウ) 汚れがひどい場合は、液状中性洗剤で汚れを落とし、水洗いする。なお、ガラスターなど砥粒の入った洗剤、酸性あるいはアルカリ性の強い洗剤は使用しないこと。

(エ) 外壁、内壁のタイルや石などの洗浄の際、ガラスに洗剤が付着しないよう注意すること。

(オ) 冷暖房用の吹き出し空気をガラス面に直接あてたり、ガラスに密着して厚手のカーテンを吊ったり、ロッカー等の家具を置くと熱割れの原因となるので避けること。

(カ) 1階水質検査室の中には、ガラス清掃の対象とならない箇所があるため、監督員に確認した上で行うこと。

カ 扉、壁、手あかのついた部分

扉、壁、手あかのついた部分は、少量の石けん温水又は清水で入念に拭き取りをする。

キ 腰板タイル、床タイル

まず、付着物を取り除き、石けん（特に微粒子のもの）又は温水を用いた洗浄の上、拭き取り、乾燥後ワックスを塗り、ブラシ又は乾布で磨き上げるものとする。

ク 窓扉、金具及び出入口靴すり金具

地金のは磨き粉で、メッキのあるものは指定の研磨剤をもって磨き出し、金具回りの手あか等も薬液又は石けん水を用いて、丁寧に拭き取りをする。

ケ 暗渠、マンホール

内部沈殿物を入念に取り除いた上、水洗いをする。

コ 大どい内部、ドレン落口

上端銅板に注意し、内部に堆積しているごみ類をはき取り、特にたてどい落とし口回りは、入念に掃除するものとする。

サ カーペット

除塵後のカーペットを敷いたまま専用洗浄機を使用して、洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛、調整するものとする。

○清掃業務委託に係る支払条件について

- 1 毎月の業務終了の後、契約金額（消費税を含む。）を12分の1に均等分割した金額を、受注者からの請求により翌月末までに支払うものとする。
- 2 毎月支払を行う契約金額の均等分割により、1円未満の端数が生じる場合には（契約金額との差額分について）、最終月に一括精算し支払うものとする。